

(案)

中央材料室滅菌業務委託契約書

事業名	市立貝塚病院中央材料室滅菌業務委託事業
事業内容等	中央材料室滅菌業務委託仕様書のとおり（以下、「仕様書」という。）
事業場所	大阪府貝塚市堀3丁目10番20号 市立貝塚病院
契約期間	令和8年3月1日から令和9年2月28日まで
契約金額	月額〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税抜額）
契約保証金	契約金額の100分の5相当以上とする。ただし、貝塚市契約規則第24条の規定に該当する場合は免除することができる。

上記について、市立貝塚病院（以下、「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下、「受託者」という。）とは、次の条項により委託契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 委託者及び受託者は頭書の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書に従いこれを履行しなければならない。
- 2 前項の契約書及び仕様書に記載されていない事項があるときは、委託者受託者協議のうえ定めるものとする。

（法令上の責任）

- 第2条 受託者は、この委託業務に従事する従業員について、労働基準法及び労働者災害補償保険法、その他関係法令を遵守し、またその責任を負うものとする。

（労働問題の影響の排除）

- 第3条 受託者は、業務従事者に対する労務管理の適正を計り、業務従事者との紛争防止に努めるは勿論、万一紛争が生じた場合に於いても、その影響を委託者に及ぼさないようにする。

（暴力団員等の排除）

- 第4条 委託者は、貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号。以下、「条例」という。）第7条に規定する元請負人及び下請負人等が、条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者と認められる場合にあっては、条例第8条第6号の規定に基づき、この契約を解除するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第5条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し又は継承してはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受託者は、委託業務の処理にあたって、業務の全部又は大部分を、第三者に委任又は下請けをさせてはならない。

2 受託者は、委託業務にあたって、業務の一部を第三者に委任又は下請負をさせるときは委託者の承認を得なければならない。

(秘密保持の義務)

第7条 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間終了後及び契約解除後においても同様とする。

(善管注意義務)

第8条 受託者は、委託業務の処理にあたっては、常に善良なる管理者の注意をもって契約の履行に当たるものとする。

(契約の変更等)

第9条 委託者は、必要がある場合には業務の内容を変更し又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者受託者協議のうえ書面によりこれを定める。

(設備等の使用貸借)

第10条 委託者は受託者に対し、委託業務を遂行するために必要な設備等を使用させるものとする。

2 委託者は、受託者から設備等の使用料を徴収しないものとする。
3 受託者は、委託者から使用を認められた設備等を目的以外に使用してはならない。
4 受託者は、委託者から使用を認められた設備等について、善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

(業務の調査)

第11条 委託者は、必要あると認めるときは、受託者の業務の履行に立ち合い、又は報告を求めることができる。この場合において、委託者は業務の履行が適正でないと認めるときは、その補正を求めることができる。

(損害賠償)

第12条 委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）に対する賠償は、受託者の負担とする。ただし、その損害が委託者の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(契約金額の請求及び支払)

第13条 委託金は、月額を毎月支払うものとする。

2 委託者は、前項の規定による請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第14条 受託者は、正当な理由がなく、頭書に定める契約の履行を遅滞したときは、遅延料を委託者に支払わなければならない。

2 前項の遅延料は、委託者受託者協議のうえ、書面をもって別途定めるものとする。

(委託者の契約解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受託者の責に帰すべき理由により業務を継続できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受託者の業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。
- (3) 第2条の規定による責任を履行しないとき。
- (4) 受託者が倒産の宣告を受け、又は解散したとき。
- (5) 前各号のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

2 受託者は、前項第4号を除き契約を解除されたときは、委託者に違約金として契約金額の100分の10に相当する額を支払うものとする。ただし、履行済の分に対する金額は契約金額に算入しないものとする。

3 委託者は、この契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が削減又は減額された場合には、この契約を解除することができる。

(受託者の契約解除権)

第16 受託者は、正当な理由があるときは、あらかじめ委託者の承認を得たうえで、この契約を解除することができる。

(契約解除後の処理)

第17条 本契約が契約解除その他により消滅したときは、受託者は速やかに次の処理を行うものとする。

- (1) 委託者が貸与した物件を返還する。
- (2) 受託者の所有物件を遅滞なく搬出する。
- 2 前各号について、受託者は一切の代償を委託者に要求しないものとする。
- 3 本契約に基づく委託者及び受託者の債権債務を清算する。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 委託期間が満了し、又は契約の解除があった場合において、期間中に業務に投じた有益費及び必要費があっても、これを委託者に請求しないものとする。

(代行保証人)

第19条 受託者は、火災、労働争議、業務停止等の事情によりその業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として代行保証人を指定しておくものとする。受託者の申出により委託者が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、代行保証人は受託者に代わってこの契約書及び仕様書の規定に従い業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても受託者の義務は免責されるものではない。

(代行保証人への代金の支払)

第20条 代行保証人が受託者に代わって業務の履行をしたときは、その部分に係る代金は、代行保証人に支払うものとする。

(本契約の代行保証人への適用)

第21条 代行保証人が受託者に代わって業務の履行をしたときは、委託者及び受託者に関する本契約の規定を、委託者及び代行保証人の間に適用する。

(受託者の賠償責任)

第22条 受託者の業務の不履行がその責に帰すべき理由による場合には、代行保証人が受託者に代わって履行を完了した場合においても、委託者が損害を受けたときは、受託者は委託者に対してその損害を賠償しなければならない。

(代行保証人の資格の喪失)

第23条 代行保証人が、次の各号のいずれかに該当するときは、代行保証人たる資格を失う。

- (1) 営業の消滅その他により、当該業務の履行を保証できなくなったとき。
 - (2) 破産、和議、会社更正、会社整理及び特別清算のいずれかの申し立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったとき。
- 2 前項の規定により、代行保証人がその資格を失ったときは、受託者は遅滞なくその補充の手続きをとらなければならない。

(協議事項)

第24条 この契約に関し疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、
その都度委託者受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者受託者記名押印のうえ、各自
1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者

受託者